（公財）日中友好会館
2021 年 8 月 25 日

2021 年度「日中植林・植樹国際連帯事業」による助成事業
事前説明会等　質疑応答記録

2021 年 7 月 20 日（火）及び 7 月 27 日（火）に実施した事前説明会の質疑応答の記録及び公示後に個別に問い合わせのあった主な質問に対する回答です。当日の回答から一部変更となった箇所もありますので、必ずご確認ください。

◆助成対象団体

Q. 中国で植林事業を実施する民間団体は、「法人格を有すること」が必要とありますが、任意団体は応募できないのでしょうか。当団体は任意団体ですが、親団体が法人格を有しています。親団体が「適法に成立していること」を証明でき、かつ、当団体が親団体の地方支部であることを証明できれば、応募できますか。

A. 募集案内に記載の通り、中国で植林事業を実施する民間団体については、中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法（以下、NGO 管理法という）にて「海外非政府組織が適法に成立していることを証明する文書、資料」の提出が求められています。そのため、各団体は、届出にあたり、「団体が適法に成立していることを証明する文書」として「国等の機関が発行した登記簿謄本等」の提出が必要です。中国国家林業・草原局に、任意団体は登記簿謄本等の提出ができないが、NGO 管理法の届出ができるかどうかを問い合わせたところ、「任意団体は NGO 管理法の対象となる法人格を取得しなければ、事業そのものを実施することはできない」との回答を得たため、募集案内に「法人格を有すること」と記載しています。

但し、NGO 管理法受理の可否の最終判断を行うのは、植林活動実施の所在地の省級人民政府公安機関ですので、省級人民政府公安機関が届出を受理すれば、本事業を実施頂くことは可能です。そのため、申請団体は、応募前に、カウンターパートを通じ、省級人民政府公安機関に対し、任意団体でも「親団体が適法に成立していることを証明する文書、かつ、申請団体が親団体の地方支部であることを証明する文書」等の代替資料の提出をもって、「海外非政府組織（申請団体）が適法に成立していることを証明する文書、資料」に代えられることを確認し、申請事業が許可される見込みがあることを確認してください。その上で、確認が得られましたら、速やかに日中友好会館にお知らせください。なお、応募前に、省級人民政府公安機関からの確認が得られない場合は、ご応募いただくことはできません。

◆助成事業の実施期間

Q. 募集要領の 8（1）に、助成申請書に記載する事業スケジュールは 2022 年 1 月から 2022 年 12 月までの 1 年間を想定して作成とありますが、助成の対象となる事業の実施期間（領収書の日付が、事業で使用した経費として有効となる期間）は 2022 年 1 月以降でしょうか。

それとも、交付決定日以降でしょうか。

A. 実際の助成対象となる事業実施期間は、交付決定日（助成金交付決定通知書の発行日）から1年間となりますので、その期間内に発行された領収書が有効となります。

募集要領の4.に記載の通り、助成事業の採否は2021年12月中旬を予定しています。その後、内定した申請団体は、助成金内定通知を受けてから1カ月以内を目安に助成金交付申請書を提出し、日中友好会館から助成金交付決定通知書を発出する、という流れになるため、助成金交付申請書を12月にご提出いただいた場合、交付決定日は12月、1月にご提出いただいた場合、交付決定日は1月、というように、申請いただくタイミングによって交付決定日も変わります。そのため便宜上、募集要領の8（1）には「事業スケジュールは2022年1月から2022年12月までの1年間を想定して作成してください」と記載しています。

Q. 令和2（2020）年度の事業で助成を受けていますが、2021年度も継続して助成申請を行い助成が決定した場合、令和2（2020）年度の事業は2021年12月で終了となりますか。

A. 令和2（2020）年度の事業実施期間は、助成金交付決定日から1年となります。2020年度は募集開始時期が遅く、交付決定が2021年3月下旬となりましたので2022年3月下旬までが実施期間となります（各団体、助成金交付決定通知書をご確認ください）。2021年度も助成が決定した場合、一部期間は2事業が並行することになります。

◆助成事業内容

Q. 第三国とは、アジア以外の国・地域も対象となりますか。

A. 日本と中国以外の国・地域は全て対象となります。

Q. 募集要領の6（2）②に、中国の場合、助成対象となる植林面積は10ヘクタールを下回らないものという条件がありますが、第三国の場合は面積、植林本数等の下限はありますか。植林本数が少なすぎるのは不可などありますか。

A. 第三国の面積について、特に条件を設けておりません。但し、植林本数含め、当該の植林事業の目的に照らし、適切な面積・本数であるかは審査の対象となります。

Q. 中国の植林面積10ヘクタールとは、1年以内に実施する植林の面積ですか。複数年度の事業とはどんなイメージでしょうか。

A. 1年以内に実施する植林の面積が10ヘクタールです。複数年度の事業とは、例えば、年間10ヘクタールの植林を3年間実施、計30ヘクタールといった計画です。その場合、3年計画のうちの1年目、2年目というように、年度ごとに申請していただきます。

Q. アグロフォレストリーとして、高層の木、中間層の木、低層の草を三層に分けて植林していますが、木ではない低層の植物については助成対象となりますか。

A. 本事業での助成対象は木本であり、草本は対象外となります。

Q.募集要領の 6（4）助成の対象外となる植林に、①植物園、見本園及び都市公園の造成並びに街路樹造成のための植林が含まれる理由を教えてください。これまで中国で実施してきた植林のうち、①に該当するもので、面積や樹種、本数等で大きな成果を確認し、中国側から高い評価を得ているものも多数あるので、最初から排除せず、事業目的、実施地域の概況など申請内容を審査したうえで判断していただけないでしょうか。

A.本事業の目的は面的な森林の造成により、防風効果、水源涵養等の効果が期待できる公益的な森林造成であり、街路樹のような都市緑化は対象外としています。①に該当する植林も、それなりに貴重な目的を持ち、大きな効果を上げていることは理解していますが、本事業においては募集要領の 6（4）に記載の通りです。ご理解ください。

Q.内戦等で危険な地域の場合、日本政府の補助金では、補助対象事業として、実施の承認が得られない場合があります。事業実施を予定している国・地域にて外務省海外安全情報の危険情報が発出されている場合でも、助成の対象となりますか。

A.助成は「日中植林・植樹国際連帯事業」助成実施規程及び助成要領に則って決定されます。そのため、外務省海外安全情報の危険情報が発出されている場合でも、助成対象となりますが、申請時に事業の中止が予測されるような国・地域における事業の申請は差し控えて下さい。なお、外務省海外安全情報における危険情報が出されている国・地域に日本からの渡航を計画している場合は、当該情報に従って検討して下さい。

Q.日本政府から助成を受け植林事業を実施していますが、それ以外の地域での植林については本助成事業への申請を検討しています。募集要領の 6（4）「助成の対象とならないもの」の⑧に「日本国または国の機関から補助・助成を受けているか受ける見込みのあるもの」とありますが、上記のような場合は助成対象となるでしょうか。

A.プロジェクトそのものが重複していなければ、助成対象となります。

Q.コロナの感染状況や対象国の状況により、育苗を行った後植林ができなかった場合等、途中で活動ができなくなった場合、助成金は返金となるのでしょうか。

A.交付決定後、申請時に予測できなかった事情により、やむを得ず、植林ができなくなった場合、助成実施規程第 12 条に基づき、助成事業中止・廃止承認申請書及び助成事業実績報告書をご提出いただきます。これを受けて日中友好会館で助成金の額を確定し、精算払いいたします。

◆助成金

Q.募集要領の 6（2）⑦に、中国での植林については、中国側が応分の費用を負担する事業であることとありますが、中国側のどこの組織が費用負担しますか。

A.中国側カウンターパートの負担となります。カウンターパートの組織形態（NGO、行政等）は問いません。

Q. 募集要領の 9. に、申請時の為替レートとして、税関の外国為替相場を使用するようにとの記載がありますが、このレートには銀行での外貨交換時のマージンが含まれておらず、例えば米ドルの場合、レートの額に 4 円程プラスしなければ外貨を入手できません。そのため、様式 1-3 の換算レート（円）記載欄に、銀行のマージンを見込んだ額を記載してもよいでしょうか。

A. マージン、その他手数料等の金額は上乗せせず、必ず募集要領 9. に記載の、「関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省例で定める外国為替相場」（適用期間：令和 3 年 7 月 4 日から令和 3 年 7 月 10 日まで）に公表された換算レートを記載してください。

Q. 募集要領 9. に記載の、「関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省例で定める外国為替相場」（以下、当方指定レートという）に、植林対象国の現地通貨の記載がありません。その場合、様式 1-3 にはどこの機関の換算レートを記載したらよいでしょうか。

A. 当方指定レートに植林対象国の現地通貨の記載がない場合は、当方指定レートに記載されている別の外貨（米ドル、ユーロ等）で換算した額で申請・精算してください。精算時には当該の外貨（米ドル、ユーロ等）で作成した領収書をご提出ください。なお、現地で日本円を直接、現地通貨に換金できない、現地通貨が安定していない等の理由から、当方指定レートに記載はあるが、現地通貨ではなく、別の外貨（米ドル、ユーロ等）での換算を希望する場合も、同様の対応をお願いします。

例）日本円から直接ニカラグアの現地通貨「コルドバ」への両替ができないため、米ドルで申請する：様式 1-3 の上部の「現地通貨（元）」と書いてある欄に、「現地通貨（米ドル※）」と記載し、欄外（表の下等）に、「※日本円から直接現地通貨『コルドバ』への両替が行えないため、米ドルで申請・精算します」のように理由を記載してください。

Q. 募集案内の別表「助成の対象とする経費」P9 の②人件費に、「※申請時には、給与規定や支給基準など人件費の算出根拠の分かる資料を添付すること」とありますが、給与規程や支給規程の資料を外部に公表することができない場合、どうしたらよいでしょうか。

A. 人件費の算出根拠がわかる資料をご提出いただけない場合、人件費の助成を行うことはできません。

Q. 植林に必要な情報として、現地の植生図や土地利用図等の資料作成を考えていますが、この資料作成にかかる経費は助成の対象となりますか。

A. 募集案内の別表「助成の対象とする経費」P9 の植林活動に係る経費⑤基盤整備費に記載の通り、作業計画の作成で、植林及び基盤整備に必要な測量、設計のための役務費であれば、計上可能です。物件費は対象外となりますので、ご注意ください。

◆カウンターパート

Q.中国側のカウンターパートは、昨年度の実績としては行政機関が多いですか。

A.地方の友好協会や省級政府の林業局、市級の林場、国際交流団体等、さまざまな態様のカウンターパートがいます。

◆その他

Q.令和2（2020）年度の助成採択事業は15件とのことですが、日中友好会館のホームページで事業内容等を確認できますか。

A.令和2（2020）年度の助成事業は2021年3月に決定したため、事業内容等はまだ公開していませんが、事業終了後に各事業の実績等を公開する予定です。2021年7月現在は、以下のURLにて、2021年3月30日付の助成決定一覧を公開しております。

日中友好会館ホームページ：

令和2年度「日中植林・植樹国際連帯事業」による助成事業　　助成金交付決定について

http://www.jcfc.or.jp/blog/archives/18102

Q.募集要領1.（2）に、申請団体とカウンターパートの間に交わした植林事業の協力に関する書類の写し（押印またはサインが入ったもの）が必要との記載がありますが、こちらは原本ではなく、現地からデータ形式で送ってもらったものでも問題ないでしょうか。

A.ご提出いただくものは原本ではなく写しなので、現地からデータ形式で送っていただいたもので問題ありません。原本の提出は不要です。

以上